

三浦市図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三浦市図書館並びに南下浦分館及び初声分館（以下「図書館」という。）における雑誌スポンサー制度の実施について、三浦市市有財産等への広告の掲載等に関する要綱（平成20年告示第38号。以下「要綱」という。）に基づく広告事業の取扱いの例により、同制度の実施に際し必要となる広告事業の規格等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 雑誌スポンサー制度 雑誌スポンサーから提供された雑誌を図書館の利用者の閲覧に供するとともに、当該雑誌及び雑誌架（以下「雑誌等」という。）に当該雑誌スポンサーの名称等の広告を掲示する制度をいう。
- (2) 雑誌スポンサー 事業活動を行う法人その他の団体又は個人で、図書館が利用者の閲覧に供するための雑誌等を図書館に提供するものをいう。

(雑誌スポンサーになれる者の範囲)

第3条 雑誌スポンサーになることができる者は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定を受けた者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を営む者
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項及び第2項に違反している者
- (5) 三浦市暴力団排除条例（平成23年三浦市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等に該当する者
- (6) 三浦市の入札参加資格において入札参加停止措置を受けている者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広告掲示の対象とすることが適当でないと三浦市長（以下「市長」という。）が認める者

(広告の範囲)

第4条 雑誌等に掲示することができる広告は、図書館の公共性及び品位を損なうおそれがなく、かつ、市民に不利益を与えないもので、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 政治性のあるもの
- (2) 宗教性のあるもの

- (3) 意見広告
- (4) 名刺広告
- (5) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (6) その他広告として適当でないと市長が認めたもの
(広告の掲示方法等)

第5条 広告の掲示方法、掲示位置その他の規格は、別に定める。

(雑誌スポンサーの期間)

第6条 雑誌スポンサーの期間は、1年間（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）とする。ただし、年度の途中における申込みがあった場合で次条第2項の規定による雑誌スポンサーの決定があったときは、当該決定のあった日の属する月の翌日の初日から当該年度の末日までとする。

(雑誌スポンサーの申込み及び決定)

第7条 雑誌スポンサーになろうとする者は、提供しようとする雑誌を選定し、三浦市図書館雑誌スポンサー申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申し込まなければならない。

2 前項の選定は、別に定める雑誌一覧のうちから行うものとする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 雑誌スポンサーになろうとする者の事業等の概要
- (2) 広告の図案

3 市長は、第1項の申込みがあったときは、速やかにその諾否を決定し、三浦市図書館雑誌スポンサー決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

4 雑誌スポンサーの受付は随時行い、先着順に受け付けるものとする。

(雑誌の提供等)

第8条 前条第3項の規定により雑誌スポンサーの承諾の決定を受けた者は、図書館に提供する雑誌を、市長が指定する取扱書店等（以下「取扱書店等」という。）から購入し、取扱書店等は、速やかに図書館に納入するものとする。

2 雑誌スポンサーは、図書館に提供する雑誌の購入に係る費用を全額負担するものとし、取扱書店等に雑誌の購入代金を直接支払わなければならない。

3 第6条に定める期間の満了の3月前までに雑誌スポンサーから雑誌の提供の中止の意思表示がない場合は、満了日の翌日から1年間、当該期間は延長されるものとし、その後も同様とする。

(広告の掲示内容の変更)

第9条 雑誌スポンサーは、広告の掲示内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更しようとする掲示内容を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(雑誌提供の中止の申し出)

第10条 雑誌スポンサーは、雑誌の提供を中止しようとするときは、中止しようとする日の3月前までに市長に申し出て、その承認を受けなければならない。

(雑誌スポンサーの承諾の取消し)

第11条 市長は、次のいずれかに該当するときは、雑誌スポンサーの承諾を取り消し、広告の掲示を中止することができる。この場合において、三浦市は、雑誌スポンサー又は第三者について損害が生じた場合であっても、一切の責めを負わないものとし、当該取消し等を受けた者は、三浦市に対し一切の異議を申し立てないものとする。

- (1) 雑誌スポンサーが前条の規定により雑誌の提供の中止を申し出た場合で、これを承認したとき。
- (2) 雑誌スポンサーが第3条各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により雑誌スポンサーの承諾を受けたとき。
- (4) 要綱及びこの要領に違反したとき。

(雑誌の休刊等の取扱い)

第12条 雑誌スポンサーが提供している雑誌が休刊又は廃刊となった場合の取扱いは、市長と雑誌スポンサーで協議して決定する。

(広告の掲示内容に関する責任)

第13条 広告の掲示内容に関する一切の責任は雑誌スポンサーが負うものとし、広告の掲示に関して第三者に対し損害を与えた場合は、雑誌スポンサーの責任において解決するものとする。

(雑誌の所有権)

第14条 雑誌スポンサーから提供された雑誌の所有権は、三浦市に帰属するものとする。

(補則)

第15条 要綱及びこの要領に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。